6　特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額

特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額（国民年金法の規定等に基づき計算される老齢基礎年金の額をいう。）が減額下限額（不整合期間を保険料納付済期間とみなして国民年金法の規定等に基づき計算される老齢基礎年金の額の一〇〇分の九〇に相当する額をいう。）に満たないときは、減額下限額とすることとした。（附則第九条の四の五関係）

四　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）の一部改正関係

障害基礎年金等について、直近一年間に保険料未納がないときは、保険料納付要件を満たしているとする特例を一〇年間延長し、平成三八年三月までとすることとした。（附則第二〇条及び第六四条関係）

五　国民年金法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第一〇四号）の一部改正関係

三〇歳未満の第一号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を一〇年間延長し、平成三七年六月までとすることとした。（附則第一九条第二項関係）

六　存続厚生年金基金

1　この法律による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）の規定により設立された厚生年金基金であってこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、存続厚生年金基金としてなお存続することとした。（改正法附則第四条関係）

2　年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っている存続厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例及び納付の猶予の特例を五年間の時限措置として認めることとした。（改正法附則第一一条～第一三条関係）

3　清算型基金の指定

㈠　施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り、厚生労働大臣は、その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件等に適合する存続厚生年金基金を、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、清算型基金として指定することができることとした。（改正法附則第一九条第一項～第三項関係）

㈡　年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っている清算型基金が解散した場合、責任準備金相当額の特例及び納付の猶予の特例を五年間の時限措置として認めることとした。（改正法附則第二〇条～第二四条関係）

4　施行日前に解散した特定基金について責任準備金相当額の納付の猶予の特例を認めることとした。（改正法附則第三〇条～第三二条関係）

5　施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金が一定の基準に該当するときは、厚生労働大臣は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、当該存続厚生年金基金の解散を命ずることができることとした。（改正法附則第三三条関係）

6　存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構に交付できることとした。（改正法附則第三五条及び第三六条関係）

七　存続連合会

1　改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、存続連合会としてなお存続するものとすることとした。（改正法附則第三七条関係）

2　存続連合会は、存続厚生年金基金の中途脱退者等又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと等の業務を行うこととした。（改正法附則第四〇条第一項関係）

3　存続連合会の解散等

㈠　存続連合会は、連合会の成立の時において、解散することとした。（改正法附則第七〇条第一項関係）

㈡　存続連合会が解散した場合における残余財産の処分の方法その他の存続連合会の解散等に関する規定の整備を行うこととした。（改正法附則第七〇条第二項～第七五条関係）

八　連合会の業務の特例

連合会は、二による改正後の確定給付企業年金法の規定による業務のほか、基金中途脱退者等について存続連合会から残余財産の交付を受けて年金たる給付又は一時金たる給付の支給等を行うことができることとした。（改正法附則第七八条関係）

九　法制上の措置等

1　政府は、施行日から起算して一〇年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに法制上の措置を講じることとした。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じることとした。

一〇　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

1　四及び五　この法律の公布の日

2　三の2から6まで　この法律の公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

3　三の1　この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律（法律第六四号）（内閣府本府、文部科学省、厚生労働省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念（第二条関係）

(1)　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこととした。

(2)　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならないこととした。

㈢　国等の責務

(1)　国の責務

国は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

(2)　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

(3)　国民の責務

国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

㈣　法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

㈤　子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第七条関係）